茨木市広告入り空家等対策・啓発冊子の無償提供業務に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1　趣旨

本市では空家問題の啓発を目的として、平成29年度から継続して広告を掲載した空家等対策・啓発冊子（以下「冊子」という。）を発行してきたが、協定期間の満了に伴い、改めて無償提供を希望する事業者（以下「無償提供者」という。）を募集するものである。

冊子の無償提供業務の実施にあたっては、事業者（配置する管理責任者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と協定を締結する必要があることから、プロポーザル方式により協定の相手方となる候補者（以下「無償提供者候補者」という。）を選定するものとする。

2　業務概要

(1) 業務名

茨木市広告入り空家等対策・啓発冊子の無償提供業務

(2) 業務の目的

広告を掲載した冊子の無償提供を希望する事業者を募集し、冊子の無償提供を受けることにより、冊子の作成経費の削減を図り、空家問題の啓発に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

無償提供者は、冊子に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、別紙基本業務内容に示す冊子を製作し、茨木市（以下「市」という。）に納入するものとする。

(4) 業務期間

協定締結日から１年間。

ただし、期間満了の３か月前までに双方から特段の意思表示がない場合、満了日の翌日から更に１年間継続する。なお、更新は、締結日から５年間を限度とする。

3　当該業務の予算額等

０円

企画、編集、印刷及び納品など、冊子の作成等に要する一切の費用については、無償提供者が集める広告及びその他収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

4　プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより無償提供者候補者を決定するものとする。

５　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、無償提供者候補者として選考された後、すみやかに入札参加者資格名簿登載手続きを行う場合は、この限りではない。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年４月１日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年４月１日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年４月１日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。

(4) 主として広告代理業務を営む事業者であって、応募の日から過去３年間の間に、同様の広告媒体の取り扱い実績を有すること。

６　質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、「質疑書兼回答書」（様式１号）に質問事項、会社名、ＦＡＸ番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール（ＦＡＸ）で居住政策課宛送信すること。

提出期限：令和８年11月13日（金）午後５時まで（必着）

提出先：茨木市　都市活力部居住政策課

E-mail：kyojyu@city.ibaraki.lg.jp

又は

ＦＡＸ：072(620)1730

※　電子メール（ＦＡＸ）以外の方法による質問は受け付けません。

(2) 質疑に対する回答は、「質疑書兼回答書」により、令和８年11月16日(月)までに、本市ホームページに随時掲載する。

掲載場所：茨木市ホームページ　居住政策課のページ

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/kyojuuseisaku/

７　参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式２号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア　必要書類

①「業務実績調書」（様式３号）

協定書の写し等、履行実績を証明できる書類を添付すること。

②「業務実施体制調書」（様式４号）

協定書の写し等、履行実績を証明できる書類を添付すること。

イ　提 出 先：茨木市都市活力部居住政策課（茨木市役所南館５階）
ウ　提出期限：令和８年11月20日（金）午後４時30分まで
エ　提出方法：持参または郵送（提出期限日までに必着）
なお、郵送による場合は、配達日指定郵便又は配達時間帯指定郵便により「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法で提出期限までに提出先へ届くように郵送すること。
オ　提出部数
上記アの必要書類は正本１部、副本１部を提出し、副本は参加者が特定できる情報（法人名、企業ロゴ等）を全てマスキングして提出すること。

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式５号）により11月27日（金）までに参加希望者に通知するものとする。

ただし、参加申込の状況に応じて、事務局単独での審査が可能であると判断できる場合は、事務局審査とします。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、「参加辞退届」（様式６号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに居住政策課へ提出すること。

８　企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

事務局による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、基本業務内容に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、１者につき１件とし、以下の書類を提出すること。

(2) 提出書類・必要部数

ア　企画提案書（任意様式）　正本１部　副本６部
※表紙、目次を除いて10ページ以内（A4サイズ）
イ　作業スケジュール（任意様式）　正本１部　副本６部
ウ　過去に無償提供した類似の冊子　正本１部　副本６部
※実績がある場合のみ
エ　本事業の収支計画表（任意様式）　正本１部　副本６部
オ　その他事業者による任意様式（会社案内等）　１部
※副本は参加者が特定できる情報（法人名、企業ロゴ等）を全てマスキングして提出すること。

(3) 提出方法等

ア　提出期限：令和８年12月11日（金）午後４時30分まで
イ　提出場所：茨木市都市活力部居住政策課（茨木市役所南館５階）
ウ　提出方法：持参または郵送（提出期限日までに必着）

なお、郵送による場合は、配達日指定郵便又は配達時間帯指定郵便により「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法で提出期限までに提出先へ届くように郵送すること。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9　審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査

提出された企画提案書等を選定会議において下記10で示す審査基準に基づいて審査し、最も優れた提案者を無償提供者候補者として決定するものとする。

(2) 審査結果の通知

ア　結果通知

書類審査の結果は、当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル審査結果通知書」（様式７号）により通知を郵送で発送する。

イ　結果に対する問合せ

書類審査により無償提供者候補者とならなかった提案者は、審査結果について、通知日より起算して５日以内（土日・祝日を除く日数）に書面で説明を求めることができるものとする。

10　審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

ア　事務局審査

<table>
<tr><th>審査基準</th><th colspan="3">審査内容</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="6">業務実施体制調書</td><td colspan="3">担当者の人員配置等、事業実施のために十分な体制が取れているか。</td><td rowspan="6">50</td></tr>
<tr><td colspan="3">審査項目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理責任者
(10 点満点)</td><td>類似業務実績あり</td><td>10 点</td></tr>
<tr><td>類似業務実績なし</td><td>５点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当者
(40 点満点)</td><td>類似業務実績あり</td><td>10 点/人</td></tr>
<tr><td>類似業務実績なし</td><td>５点/人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業務実績調書</td><td colspan="3">本件事業実施にかかる、十分な業務実績はあるか。</td><td rowspan="3">50</td></tr>
<tr><td colspan="3">審査項目</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

	類似業務実績数 （50 点満点）	５点/１件	
合計			100

イ 委員審査

（配点は委員１人あたり）

審査基準		審査内容	配点
企画提案書	トラブルへの対応等	掲載した広告内容及び広告主に問題が発生したときの対応について、適切な提案がなされているか。	15
		広告内容に関する苦情があったときの対応等について、適切な提案がなされているか。	15
	広告募集方法等の妥当性	掲載広告数や広告募集方法は明確かつ妥当性のあるものであり、市の信頼や品位を損なわないものか。	10
		茨木市内の事業所に広告掲載の機会が十分に与えられるような提案がなされているか。	10
		広告とその他の情報との差別化を図るとともに、冊子全体のデザイン・レイアウト等が見やすいものとなっているか。	10
	業務遂行能力・独自性	事業内容やスケジュールは実現可能なものか。	15
		独自の視点から市民及び市にとって有益な提案がなされているか。	5
合計			80

(2) 配点

①事務局審査　100点

②委員審査　400点（80点×５人）

①と②の合計500点とする。

11　無償提供者候補者の決定

無償提供者候補者は、上記10の審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

(1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を無償提供者

候補者とする。

(2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、「トラブルへの対応等」が高い提案者を無償提供者候補者とする。

(3) 評価点が最高点の者が複数あり、「トラブルへの対応等」が同点の場合、「業務遂行能力・独自性」が高い提案者を無償提供者候補者とする。

(4) 評価点が最高点の者が複数あり、「トラブルへの対応等」が同点かつ、「業務遂行能力・独自性」が同点の場合、くじにより無償提供者候補者を決定する。

(5) 審査の結果、配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の６割以上に達した事業者がいない場合は、適格者なしとする。

12 無償提供者候補者との協定締結協議

(1) 履行条件等の協議

担当課は、無償提供者候補者と協定締結に向けた協議を行うが、無償提供者候補者の選定をもって当該無償提供者候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本協定の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て基本業務内容に規定されたものと見なし、受託者は履行の義務を負うものとする。

また、無償提供者候補者と協議が調わなかったときは、あらためて次点者と上記の手続きを進める。

(2) 協定書

協定書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、協定締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

※提案者から提出された書類に記載された内容のうち、茨木市情報公開条例第７条に掲げる非公開情報（個人に関する情報や法人等に関する情報等）に該当するものについて、一部または全部が非公開となる場合があります。

14 日程

質問期限	令和８年11月13日（金）午後５時まで（必着）
質問に対する回答	令和８年11月16日（月）までに随時
参加申込期間	令和８年10月30日（金）午前９時から
	令和８年11月20日（金）午後４時30分まで（必着）
参加資格審査結果通知	令和８年11月27日（金）まで

企画提案書提出期間	令和８年11月30日（月）午前９時から 令和８年12月11日（金）午後４時30分まで（必着）
審査	令和９年１月上旬頃まで（予定）
審査結果通知	令和９年１月中旬頃まで（予定）
協定締結	令和９年２月上旬頃まで（予定）
業務開始	令和９年３月から（予定）

15　その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

イ　提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16　担当部署

茨木市　都市活力部居住政策課　担当　城谷

Ｔ Ｅ Ｌ：０７２－６５５－２７５５（直通）

Ｆ Ａ Ｘ：０７２－６２０－１７３０

E-mail：kyojyu@city.ibaraki.lg.jp